

令和6年度 介護職員等のたん吸引等研修 開催要綱

～不特定多数の利用者の方を対象(第1号・第2号研修)～

「介護職員等のたん吸引等研修」は、介護福祉施設・事業所、居宅等において、介護職員が痰の吸引や経管栄養等、医療的ケアを適切に行うために必要な知識や手技等を学ぶ研修です。

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」附則第4条に定められた法定研修です。

基本的な知識を講義で学び、手技等を演習で身に付けます。基本的な知識・手技等を習得された方は、勤務先の施設等で実地研修(実習)を行います。実地研修は、医療的ケアの修了行為数に応じ2つの課程があります。(第1号研修、第2号研修)

参加費無料

無料で痰の吸引等、必要な医療的ケアの知識・技術を学ぶことができます。
テキスト代は自己負担です。

オンライン研修+集合研修

基本的な研修の講義は、オンライン研修です。オンデマンド配信のため、自分のペースで受講でき、業務との両立が叶います。演習は、道内4か所で開催します。

歴史と実績

平成23(2011)年から実施し、累計1,564人が修了しています。
経験豊富な講師陣が、スキルアップをサポートします。

Ⅰ 基本研修の開催日程

帯広市 オンライン研修 6/3～7/1 集合研修 7/10～7/12、7/16～7/17 筆記試験 7/18

札幌市
【第1回】 オンライン研修 7/3～7/31 集合研修 8/21～8/23、8/27～8/28 筆記試験 8/29

旭川市 オンライン研修 8/5～9/2 集合研修 9/25～9/27、9/30～10/1 筆記試験 10/2

札幌市
【第2回】 オンライン研修 9/6～10/4 集合研修 10/23～10/25、10/29～10/30 筆記試験 10/31

配信期間内は、繰り返して学ぶことも可能です

オンライン
研修
32 時間



集合研修
5 日間

実施研修に必要な演習の手技等をしっかり学べます

2 受講対象者

道内に所在する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害児・者施設（医療施設を除く）、訪問介護事業所等において、現に介護業務に従事する介護職員等（介護福祉士を含む）。介護職員等には、喀痰吸引等を行う必要がある保育士、特別支援学校の教員等も含む。

3 申込対象施設・事業所

以下のいずれも満たす者としてします。

- (1) 登録特定行為事業者、又は登録特定行為事業者と同様の登録基準を満たすことができる施設・事業所（病院及び診療所を除く）。施設・事業所には、喀痰吸引等を必要とする幼児・児童・生徒が通園・通学する保育所、特別支援学校等も含む。
- (2) 道社協からの委託を受けて実地研修（実習）を修了した上で、令和7年3月14日（金）（消印有効）までに実地研修の実施報告書を道社協に提出できること。
- (3) 実地研修（実習）の指導に当たる看護師等の「実地研修指導講師」を確保できること。
- (4) 実地研修（実習）の実施に当たって、医師の協力が得られること。
- (5) オンライン研修において必要機器等を用意できること。

※(1)の同様の登録基準並びに(3)の実地研修指導講師の詳細については、最終ページの Q & A をご参考ください。

4 研修内容

(1) 基本研修

たん吸引等に必要な基礎知識を、基本研修の講義及び演習で習得します。

区分		研修内容	
【基本研修】	講義	①研修科目 「13 研修プログラム」参照	
		②時間数 50時間	
	演習	③筆記試験 講義課程の修得程度の審査のため実施 (出題数:40問、試験時間:60分)	
		行為の種類(通常手順)	
①喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)			各5回以上
②経管栄養(胃ろう、経鼻経管栄養)		各5回以上	
③救急蘇生法		1回以上	

人工呼吸器を装着した方のたん吸引や半固形栄養剤の経管栄養のケアを習得したい場合

「人工呼吸器装着者の喀痰吸引」や「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）」のケア提供が必要な場合、基本研修の演習において、個別演習科目として、別途、お申込みいただくことが必要です。

個別演習科目の受講を希望する場合、「8 申込方法」記載の「受講申込書」（別紙様式 1-1）に個別演習希望の有無に記載してください。個別演習科目は、基本研修の演習（2日間）で実施します。

(2) 実地研修

基本研修終了後、実地研修場所において指導看護師の指導の下で、行為の種類ごとに所定の回数以上を実施します。

次の①～⑤の5行為すべてを実施する「第1号研修」と、①～⑤のうちいずれか1行為以上を実施する「第2号研修」から選択します。

区分	行為の種類(通常手順)	実施回数
実地研修	①口腔内の喀痰吸引	10回以上
	②鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
	③気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
	④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
	⑤経鼻経管栄養	20回以上

【留意事項①】 実地研修で実施できる行為

基本研修の演習「行為の種類(通常手順)」の5行為のみです。介護福祉士実務者研修修了者の方でも、「行為の種類(通常手順)」の5行為以外は、個別演習科目の受講が必要なため、ご注意ください。

【留意事項②】 医療機関において実地研修を実施する場合

医療機関で実地研修を実施する際は、対象者の状態が比較的安定している場合において行うことが可能です。

5 基本研修免除の対象条件

次の条件に該当する者は基本研修が免除となり、実地研修から研修受講が可能です。

実地研修を実施する前に、必ず基本研修免除申請の手続きを行ってください。

基本研修免除の対象条件	免除範囲	提出書類
道社協が実施した「介護職員等のたん吸引等研修(不特定多数の者を対象とする研修)」において基本研修の全課程を修了した者	基本研修の全過程	次の2種類の書類を提出(郵送) ①「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書(医療的ケア修了者)」(別紙様式2) ②「受講申込者調書」(別紙様式1-2)
介護福祉士実務者研修もしくは、福祉学校等で医療的ケアを修了した者		次の3種類の書類を提出(郵送) ①「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書(医療的ケア修了者)」(別紙様式2) ②「受講申込者調書」(別紙様式1-2) ③「実務者研修修了証書」または 「基本研修修了証書」の写し

6 基本研修の開催地・定員・日程・会場

《札幌市【第1回】／定員 30名》

内容	開催形式	日程
講義	オンライン	7月 3日(水)～7月 31日(水)
講義	集合	8月 21日(水)～8月 23日(金)
演習	集合	8月 27日(火)～8月 28日(水)
集合研修の会場		TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 (札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館5階)
筆記試験		日時:8月 29日(木) 10:00～ 会場: TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 ホール 5G

《札幌市【第2回】／定員 30名》

内容	開催形式	日程
講義	オンライン	9月 6日(金)～10月 4日(金)
講義	集合	10月 23日(水)～10月 25日(金)
演習	集合	10月 29日(火)～10月 30日(水)
集合研修の会場		TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 (札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館5階)
筆記試験		日時:10月 31日(木) 10:00～ 会場:かてる2・7 5階 520研修室

《旭川市／定員 20名》

内容	開催形式	日程
講義	オンライン	8月 5日(月)～ 9月 2日(月)
講義	集合	9月 25日(水)～ 9月 27日(金)
演習	集合	9月 30日(月)～10月 1日(火)
集合研修の会場		旭川トヨーホテル 3階 翡翠の間 (旭川市7条通7丁目 32-12)
筆記試験		日時:10月 2日(水) 10:00～ 会場:ホテルウイングインターナショナル旭川駅前 2階 ラベンダー

《帯広市／定員 20名》

内容	開催形式	日程
講義	オンライン	6月 3日(月)～ 7月 1日(月)
講義	集合	7月 10日(水)～ 7月 12日(金)
演習	集合	7月 16日(火)～ 7月 17日(水)
集合研修の会場		帯広経済センタービル 4階 N402+N403 (帯広市西3条南9丁目 23番地)
筆記試験		日時:7月 18日(木) 10:00～ 会場:十勝ガーデンズホテル 2階 プリムラ・カトレア

7 研修テキスト

本研修では、次のテキストを使用します。オンライン研修開始までに必ず購入していただきます。
購入方法は、専用申込書を受講決定通知に同封します。

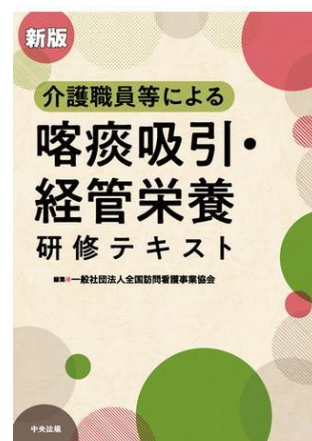
・『新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』

編集：一般社団法人全国訪問看護事業協会

発行：中央法規出版

価格：2,420 円(税込)

【注意】内容改訂に伴い、令和3年度まで使用していたテキストは使用できません。



8 申込方法

基本研修受講希望者は、次の2種類の書類に必要事項を記入の上、郵送又は持参により申し込んでください。

①「受講申込書」(別紙様式1-1)

②「受講申込者調書」(別紙様式1-2)

なお、基本研修免除希望者は、「5 基本研修免除の対象条件」を参照の上、必要書類を郵送又は持参により申し込んでください。

受講申込書等については、本会 WEB サイトからダウンロードしてください。

http://www.dosyakyu.or.jp/kaigosyoku_ikoui/index.html

「喀痰吸引等研修事業について」→「不特定多数の者を対象とする研修〔第1号研修及び第2号研修〕について」→(1) 受講申込に関すること→別紙様式 1-1 受講申込書、別紙様式 1-2 受講申込者調書

9 申込期間・受講可否・実施報告書提出日

開催地	申込期間等	実施報告書 提期限日
札幌市 【第1回】	・申込期間:令和6年4月5日(金)~6月7日(金)※当日消印有効 ・受講可否:令和6年6月中旬通知予定	令和7年 3月14日(金) までに提出 ※当日消印有効
札幌市 【第2回】	・申込期間:令和6年6月3日(月)~8月9日(金)※当日消印有効 ・受講可否:令和6年8月中旬通知予定	
旭川市	・申込期間:令和6年6月3日(月)~7月5日(金)※当日消印有効 ・受講可否:令和6年7月中旬通知予定	
帯広市	・申込期間:令和6年4月5日(金)~5月10日(金)※当日消印有効 ・受講可否:令和6年5月中旬通知予定	
基本研修 免除者	・申込期間:令和6年4月5日(金) ~令和7年2月28日(金)※当日消印有効 ・受講可否:随時通知	

10 修了証明書の交付

実施報告書の内容確認後、修了した行為の修了証明書が交付されます。

11 申込み・問合せ先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 研修部 研修課 たん吸引等研修担当

電話 011-241-3983(受付時間 8:45~17:30、土日・祝日を除く) / FAX 011-271-0459

北海道社会福祉協議会

喀痰吸引等研修事業

専用ページ



http://www.dosyakyo.or.jp/kaigosyoku_ikoui/index.html

12 申込から研修修了までの流れ

STEP1	受講申込書の提出	申込書類一式を申込期間内に提出してください。 【基本研修の場合】 ①「受講申込書」(別紙様式1-1)、②「受講申込者調書」(別紙様式1-2) 【基本研修免除の場合】⇒提出後は「STEP6」へ進みます。 ①「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書(医療的ケア修了者)」(別紙様式2) ②「受講申込者調書」(別紙様式1-2) ③実務者研修もしくは医療的ケア修了者は、「実務者研修修了証書」または「基本研修修了証書」の写し
STEP2	受講決定・資料の送付	受講決定の可否とオンライン研修や集合研修の注意事項、講義に関する資料等を送付します。その際に研修テキストの購入方法をお知らせします。 オンライン研修開始前までに必ず購入してください。
STEP3	オンライン研修	講義の動画は、研修用動画配信システム(https://dosyakyo-kenshu.jp/)より配信します。 講義の動画の視聴にかかるログイン ID、パスワードは配信開始前にメールでお知らせします。 ※視聴期間内に全ての講義を視聴しなければ集合研修へ進むことはできません。
STEP4	集合研修(講義・演習)	会場にて講義・演習を受講します。演習では、救急蘇生法、シミュレーターを用いた喀痰吸引、経管栄養の実技を行います。 実技では、規定の回数以上、適切に実施できることが必要になります。

STEP5	筆記試験	医療的ケアの知識の修得程度を審査するために、筆記試験を行います。筆記試験合格者のみ、実施研修(実習)に進むことができます。
STEP6	実地研修実施依頼文の受領	筆記試験合格者及び基本研修免除者には、道社協より施設・事業所あてに実地研実施依頼文が送付されます。 <u>依頼文が届くまでは実地研修を始めないように注意してください。</u>
STEP7	実地研修実施承諾書の退出・実地研修の実施	施設・事業所は、実地研修実施依頼文を受領後、「 <u>実地研修実施承諾書(別紙様式3)</u> 」を道社協あてに提出します。 提出後は実地研修指導看護師の指導により実地研修を開始してください。
STEP8	実地研修実施報告書等の提出	施設・事業所は、実地研修終了後、①「 <u>実施研修実施報告書(別紙様式4)</u> 」、②該当する「 <u>基本研修(演習)評価票</u> 」を道社協に提出します。 <u>提出期限は令和7年3月14日(金)です。提出期限を過ぎた場合、修了証明書は発行されませんので、計画的に実地研修を進めてください。</u> <u>やむを得ない事情により実地研修を中止する場合は、「実地研修中止届出書」を提出してください。</u>
STEP9	修了証明書の受領	実地研修実施報告書等の内容を確認後、修了証明書を発行・送付します。
STEP10	登録特定行為事業者等の申請	修了証明書が届いたら、各自で北海道に認定特定行為業務従事者認定・登録特定行為事業者登録の申請を行ってください。 <u>※研修が修了したとしても、各申請を行っていない場合は、業務として喀痰吸引を実施することはできません。</u>

13 研修プログラム

(1) オンデマンド研修

科目等	内容	時間数
	オリエンテーション	
1 人間と社会	1) 介護職員と医療的ケア 2) 介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	0.5 1.0
2 保健医療制度とチーム医療	1) 保健医療に関する制度 2) 医療的行為に係る法律 3) チーム医療と介護職員との連携	1.0 0.5 0.5
3 安全な療養生活	1) 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
4 清潔保持と感染予防	1) 感染予防 2) 職員の感染予防 3) 療養環境の清潔、消毒法 4) 滅菌と消毒	0.5 0.5 0.5 1.0
5 健康状態の把握	1) 身体・精神の健康 2) 健康状態を知る項目(バイタルサインなど) 3) 急変状態について	1.0 1.5 0.5
6 高齢者および障害児・者の 喀痰吸引概論	1) 呼吸のしくみとはたらき 2) いつもと違う呼吸状態 3) 喀痰吸引とは 4) 人工呼吸器と吸引 5) 子どもの吸引について 6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意 7) 呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して) 8) 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認 9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.5 1.0 1.0 2.0 1.0 0.5 1.0 1.0 2.0
7 高齢者および障害児・者の 経管栄養概論	1) 消化器系のしくみとはたらき 2) 消化・吸収とよくある消化器の症状 3) 経管栄養法とは 4) 注入する内容に関する知識 5) 経管栄養実施上の留意点 6) 子どもの経管栄養について 7) 経管栄養に係る感染と予防 8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意 9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認 10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.5 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 0.5 1.0 1.0

(2) 集合研修

日程	時間	科目・内容等	時間数
1 日目	9:50 ～ 16:00	オリエンテーション 1 安全な療養生活 2) 救急蘇生法 ★救急蘇生演習	2.0 1回以上
2 日目	9:00 ～ 18:00	2 高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 1) 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 2) 吸引の技術と留意点 3) 喀痰吸引に伴うケア 4) 報告および記録 ★デモンストレーション演習実施(口腔内の喀痰吸引)	1.0 5.0 1.0 1.0 1回以上
3 日目	9:00 ～ 18:00	3 高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説 1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 2) 経管栄養の技術と留意点 3) 経管栄養に必要なケア 4) 報告および記録 ★デモンストレーション演習実施(胃ろうによる経管栄養)	1.0 5.0 1.0 1.0 1回以上
4 日目	9:30 ～ 概ね 18:00	4 シミュレーター演習 (喀痰吸引) ★喀痰吸引演習 1) 口腔内の喀痰吸引(通常手順) 2) 鼻腔内の喀痰吸引(通常手順) 3) 気管カニューレ内部の喀痰吸引(通常手順) ※次の演習は申込該当者のみ実施 1) 口腔内の喀痰吸引(非侵襲的人工呼吸療法) 2) 鼻腔内の喀痰吸引(非侵襲的人工呼吸療法) 3) 気管カニューレ内部の喀痰吸引(侵襲的人工呼吸療法)	各行為 5回以上
5 日目	9:30 ～ 概ね 17:00	5 シミュレーター演習 (経管栄養) ★経管栄養演習 1) 胃ろうによる経管栄養(滴下) 2) 経鼻経管栄養 ※次の演習は申込該当者のみ実施 1) 胃ろうによる経管栄養(半固形栄養剤)	各行為 5回以上

Q 申込対象施設・事業所の「登録特定行為事業者」とは何ですか？

介護職員等によるたん吸引等の業務を行う事業者は、事業所ごとに都道府県知事に登録を受けなければなりません。登録事業者には2種類あります。

・登録喀痰吸引等事業者

介護福祉士により喀痰吸引等の業務を行う事業者（介護福祉士に対する実地研修の実施体制が整備されている事業者）

・登録特定行為事業者

認定特定行為業務従事者により喀痰吸引等の業務を行う事業者

※認定特定行為業務従事者は、医師の指示の下、喀痰吸引等の特定行為を行うことができる介護職員等です。都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者です。

Q 申込対象施設・事業所の「登録特定行為事業者」の登録基準とはどのようなものですか？

登録事業者として登録を受けるには、登録基準（「社会福祉士及び介護福祉士法」第48条の5第一項及び第二項）を満たす必要があります。登録基準については、本会WEBサイトをご参考ください。

http://www.dosyakyō.or.jp/kaigosyoku_ikoui/index.html

「喀痰吸引等研修事業について」→「不特定多数の者を対象とする研修〔第1号研修及び第2号研修〕について」→（1）受講申込に関すること→別紙1 登録特定行為事業者の登録基準

Q 研修の申込みを希望する者の施設において、現在、医療的ケアを必要とする利用者がいなく実地研修（実習）ができない場合、どのように対応したらよいですか？

他の施設・事業所に依頼し、実地研修（実習）先を確保することが必要です。

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の一覧が北海道のWEBサイトに掲載されていますので、施設・事業所にお問合せください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/108900.html>

「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について」→「5 事業者等登録状況」

Q 実地研修（実習）の指導者の資格は？

実地研修（実習）の指導にあたる講師は、医師、保健師、助産師または看護師（准看護師は除く）で、指導者講習を受講していることが必要です。

受講が必要な指導者講習は、本会WEBサイトをご参考ください。

http://www.dosyakyō.or.jp/kaigosyoku_ikoui/index.html

「喀痰吸引等研修事業について」→「不特定多数の者を対象とする研修〔第1号研修及び第2号研修〕について」→（1）受講申込に関すること→別紙2 実地研修指導講師になるために受講が必要な指導者講習

指導者講習を受講していない場合は、本会が実施する実地研修指導者講習にお申込みください。